

## 就労継続支援B型「青空」工賃支給規程

### (目的)

第1条 この規定は、有限会社スマイキーが開設する就労継続支援B型「青空」が行なう障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づき、就労継続支援B型事業の利用者に対して支給する工賃について基準を定めるものとする。

### (定義)

第2条 工賃とは、当事業所が生産活動を通じて得た事業収入から、生産活動に係る必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支給する。そのことにより、利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことを支援するために支給する。

### (作業の範囲)

第3条 1日の所定作業時間は、原則午前9時30分から午後3時30分までとする。所定時間内で有れば個別支援計画に基づき行った作業に対して、朝礼、昼休み、休憩、掃除を除いた時間を4分割し、それぞれを1単位として、その合計単位数に応じて工賃を支給する。

### (工賃の財源)

第4条 1単位当たりの単価は、前年度収支実績もしくは年度当初予算を基に、生産活動における事業収入から、必要経費等を差し引いた額に相当する金額を財源とする。ただし、財源が第9条5に定める基準に満たない場合は、財源を増加させる事が出来るものとする。

### (工賃の支給日)

第5条 工賃は毎月1回、1日から月末までの分を翌月の25日に支給することとする。ただしその日が休所日・土・日・祝日である場合は、後日を支給日とする。また利用者本人の通所日の都合でやむをえない場合は、支給日を他の日に繰り延べる事が出来る事とする。

### (工賃計算の単位)

第6条 工賃計算の単位は、円とし、1円未満の単位は切り捨てとする。

(工賃の支給方法)

第7条 工賃は、利用者本人に対し通貨でその金額を支払う事とする。その際、本人の捺印、受領日を記入する事で確認を行う。又は、利用者本人名義の銀行口座にその金額を振り込む事とする。

尚、銀行口座に振込み希望の場合、振込手数料を差し引いて振り込み致します。

(ランクの算定)

第8条 ランクの上下に関しては、障害の種別・利用種別・総合判定基準によって評価シートを分けた評価表を元に、毎月初旬に行われる職員によるランク評価会議の上、3か月間の平均値によって決定するものとする。

1 評価時期

1月、2月、3月の3か月間の評価平均値を4月1日から6月30日

4月、5月、6月の3か月間の評価平均値を7月1日から9月30日

7月、8月、9月の3か月間の評価平均値を10月1日から12月31日

10月、11月、12月の3か月間の評価平均値を1月1日から3月31日

とします。

※ 名札については、3か月間の評価の翌5日交付となりますが、1日からの施行とします。

尚、評価表は毎月5日に利用者本人に交付致します。ただしその日が休所日・土・日・祝日である場合は、後日を交付日とする。

(ランク評価制)

第9条 ランク評価は6段階とし、それぞれのランクに応じて単位数増加をする事で工賃の支払額に差をつけていくものとする。

2 利用開始当初は、ランク①「黄」からとする。

3 各ランクの単位数の割増率は、以下とする。

ランク	名札の色	単位割増率	評価点数
①	「黄」	1倍	50未満
②	「オレンジ」	1.2倍	51~90
③	「緑」	1.4倍	91~130
④	「青」	1.6倍	131~170
⑤	「赤」	1.8倍	171~250
⑥	「虹」	2.0倍	251以上

4 ランクアップは基本1段階ずつとします。

5 1単位基本工賃

1単位基本工賃	110円
---------	------

(健康努力賞)

第 10 条 個々の利用者の特性から、健康管理が出来、努力が認められる場合は、健康努力賞として、上限を8,000円とし、月利用日数 15 日以上の方に支給するものとします。

尚、健康努力賞は工賃の財源外からの支給となります。

#### 1 健康努力賞内訳

皆勤賞 (500 円) 《全シフト通りサービスを利用された方に限る》

- ・利用者のサービス利用量に異なるが、欠席なくサービスを利用する。

自立努力賞 (1,500 円) 在宅適応外

- ・自宅から事業所まで公共交通機関又は徒歩・自転車で自力通所する。
- ・決められた時間に通所することができる。

健康賞 (1,000 円)

- ・健康管理に気を付け、規則正しい生活を毎日送る。

作業努力賞 (1,000 円)

- ・生産性や作業に取り組む姿勢を評価する。個別・評価の観点と連携する。

目標達成賞 (4,000 円)

- ・職員の評価会議の上決定する。

(施設外支援の工賃)

第 11 条 施設外支援を行った場合は、実習という特性を考慮して、施設内で作業を行った場合に準じて単位を取得出来るものとする。ただし、単位数に関しては、実習作業内容によって個々に判断するものとする。

2 施設外支援で、実習作業の対価が発生する場合は、実習作業対価を工賃として実習生に支払う事とし、単位は発生しないものとする。又、実習作業対価は工賃財源に含めない事とする。

(施設外就労の工賃)

第 13 条 施設外就労を行った場合は、作業内容の専門性を考慮して、施設外就労先から請け負った金額を参加者で分配するものとする。この場合、単価は発生せず、請負金額は工賃財源に含めない事とする。

※施設外就労を行った場合は、ランク評価は行いますが、単位割増は御座いません。

※名札は、個人情報保護法の観点から、事業所内作業でのみの着用です。

※在宅支援を利用の場合は、1 日の支援プログラム達成で 4 単位とします。

#### 附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

この規程は、令和4年1月1日から施行する。